

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 10 月 29 日 本紙第 5427 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 10 月 29 日 法律第 50 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	平成 22 年 10 月 29 日
【法令のあらまし】	<p>* 所得税及び法人税の特例</p> <p>個人又は法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの期間内に、家畜伝染病予防法の規定による手当金（58条）、口蹄疫対策特別措置法の規定による補てん金（6条9項）など手当金の交付を受けた場合には、交付を受けた手当金等について、税制上、次の特例措置を講ずる。</p> <p>① 個人が交付を受けた手当金等については、交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた所得に対する所得税を免除する。 （第1条第1項関係）</p> <p>② 法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 （第2条第1項及び第2項関係）</p>
【改正される法令】	なし